

公告 第 700 号

平成 27 年 10 月 7 日

鈴与健康保険組合
理事長 熊丸 誠一



公 告

平成 27 年 9 月 18 日付け 広告第 696 号 で規約の一部変更をす
るとしたが、これを取り消す。

記

広告第 696 号で東海北陸厚生局より、株式会社鈴与総合研究所の新
規適用に伴う、規約の一部変更認可を受け、規約第 4 条 別表中の
「株式会社ミヤカン 宮城県気仙沼市」の次に、「株式会社鈴与総合研
究所 静岡県静岡市清水区」を加える。

平成 27 年 9 月 17 日より施行し、平成 27 年 9 月 1 日から適用す
るとしたが、株式会社鈴与総合研究所の新規適用及び、規約の一部変更
をする認可を取り消し、変更しないことを広告する。

以上